

## 条件付一般競争入札説明書

### 1 入札参加資格

(1) 東北地方に本店又は営業所を有する者。

(2) 次に掲げる要件を満たしていること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。）でないこと。
- ③ 条件付一般競争入札参加資格確認申請書の申請の日から落札決定の日までの期間に、九戸村から委託業務等指名停止を受けていないこと。
- ④ 条件付一般競争入札参加資格確認申請書の提出日現在において措置基準に基づく文書警告を受けてから1月を経過していること。
- ⑤ 村税の滞納がないこと。
- ⑥ 九戸村の令和7・8年度入札参加資格審査（建設関連業務）において、入札参加資格が認められていること。
- ⑦ 令和2年度以降に史跡（5ha以上）の保存活用計画又は整備基本計画について、作成又は作成支援業務を受注した実績を有すること。

### 2 入札参加資格が認められない者に対する説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、公告を行った者に対し、書面（様式任意）によりその理由の説明を求めることができる。

ア 提出期限 令和8年5月7日の午後4時まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。以下同じ。）

イ 提出場所 公告で指定した申請書の提出先

ウ 提出方法 書面（様式任意）は郵送及び電子メールによる提出を可とする。

(2) (1)への回答は、入札日の前日までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

### 3 設計図書及び契約条項の閲覧

公告で指定した閲覧場所において、閲覧及び貸出しを行う。ただし、貸出しは1者当たり2時間とすること。求めに応じて電子データの送付も可とする。

### 4 設計図書に関する質問

設計図書に関する質問については、公告で指定した契約担当課に対して書面（様式任意）により令和8年5月1日（金）の午後4時までに行うこと。回答については、照会先の契約担当課において回答書の貼り出し等の方法により閲覧に供すること。なお一般的事項に関しては、電話又は口頭により照会して差し支えない。

### 5 契約成立要件

(1) 落札者の決定後、この入札に付する物品に係る購入契約書を作成し、契約が確定するまでの間

において、当該落札者が次に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合は、当該落札者と契約を締結しないこと。

ア 政令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

イ 政令第 167 条の 4 第 2 項の規定による本村の入札参加制限を受けていない者であること。

ウ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。）ではないこと。

## 6 その他

- (1) 手続における交渉は無いこと。
- (2) 提出された書類は返却しないこと。
- (3) 提出書類作成にかかる費用は、提出者の負担とすること。
- (4) その他入札参加資格の確認に当たり、必要な書類の提出を求める場合があること。
- (5) 入札に関する詳細は、条件付一般競争入札心得によること。